

荷主団体・荷主企業の皆様へ

## トラック運送業の適正取引推進に向けたお願ひ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に対し格別のご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業者は、国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力を重ねております。

しかしながら、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業の要請等による長時間労働の発生などトラックドライバーの労働環境は厳しい状況にあるとともに、道路貨物運送業の賃金水準は、他産業に比べ低い水準となっており、トラックドライバー不足の要因となっているところです。

このままでは、我が国経済のライフラインとしての機能を維持できなくなる恐れがあることから、平成27年度から、行政、荷主、トラック運送事業者など関係者が一体となって、取引環境と労働時間の改善に向けた取り組みを推進しています。

これを受け、今般、国土交通省において、荷主の皆様とトラック事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな形となっている「標準貨物自動車運送約款」(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正し、運賃と料金の区別が明確化され、運賃とは別建てで料金を收受するための環境整備が図られたところです。

つきましては、今後も引き続き安定的な輸送サービスをご提供させていただくため、荷主の皆様にも、今般の「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の收受ルールについてご理解いただき、運賃とは別建てで料金を設定していただくようお願いをする次第でございます。

まことに心苦しいお願いではございますが、私どもトラック運送事業者の取引条件の改善について是非ともご勘案いただき、ご理解、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

平成30年 1月

一般社団法人 岡山県トラック協会

会長 遠藤俊夫

参 考

中国自貨第144号  
平成29年10月26日

別紙あて

中国運輸局長 川中 邦男

トラック運送業における取引環境の改善に向けた協力依頼について

謹啓 秋涼の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、国内貨物輸送の4割（トンキロベース）を占める物流の基幹的輸送機関として我が国の経済を支える重要な役割を担っている営業用トラック輸送は、慢性的な人手不足の解消が喫緊の課題となっています。そのため、国土交通省では、トラック運送業における長時間労働を是正するための環境整備のため、平成27年度に設置した『トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会』において、労働時間の改善や適正な運賃・料金の收受に向けた方策等について、検討を進めて参りました。

この中で、作業に着手するまでの荷待ち時間が拘束時間を長くする一因になっているという実態を踏まえ、7月には、「荷待ち時間等の記録の義務付け」の省令改正を行いました。

また、約3割の事業者が、付帯業務料、車両留置料等が十分に收受できていないという実態を踏まえ、運賃と料金の範囲を明確にし、運賃とは別建てで、料金を收受できる環境を整備するため、8月には「標準貨物自動車運送約款」の一部を改正する告示を行いました。（11月4日施行）

一方で、本年3月には、官邸主導による「働き方改革実現会議」のなかでも、自動車運転者の罰則付き時間外労働の上限規制の導入による長時間労働の是正や、中小・小規模事業者の取引条件の改善を進めるため、業種ごとに必要な措置・支援策を実施する等、働き方改革実現に向けて、ロードマップに基づく取組が求められています。

つきましては、貴団体傘下の会員各社に対し、荷主及びトラック事業者間の適正取引の改善に向けて、標準貨物自動車運送約款の改正の趣旨をご理解いただく等、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。

謹白

**別紙**

広島県商工会議所連合会	会頭
鳥取県商工会議所連合会	会長
島根県商工会議所連合会	会頭
岡山県商工会議所連合会	会長
山口県商工会議所連合会	会頭
広島県中小企業団体中央会	会長
鳥取県中小企業団体中央会	会長
島根県中小企業団体中央会	会長
岡山県中小企業団体中央会	会長
山口県中小企業団体中央会	会長
一般社団法人中国経済連合会	会長
広島経済同友会	代表幹事
鳥取県経済同友会	代表幹事
島根経済同友会	代表幹事
一般社団法人岡山経済同友会	代表幹事
山口経済同友会	代表幹事

荷主関係団体 各位

平成29年10月  
国土交通省  
(公社) 全日本トラック協会

### リーフレットの周知のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しく、また、他の産業に比べて低賃金の傾向が見られ、トラックドライバー不足が深刻な課題となっております。

このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は連携して、経済産業省や農林水産省の協力も得ながら、トラック業界の適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

国土交通省では、トラックドライバーの低賃金を改善するためには、トラック事業者が適正な運賃・料金を收受することができる取引環境を整えることが重要との観点から、

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、その具体的な方策等について検討を行った結果、運賃と料金の範囲を明確化し、運送以外の役務の対価を運賃とは別建ての料金として收受できる環境を整備する必要があるとされたところです。

こうしたことを受け、今般、トラック事業者と荷主の皆様の契約書のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正し、適正な運賃・料金を收受するための環境整備を図ったところですが、荷主の皆様にも、今般の「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の收受ルールについて理解を深めていただくことが肝要です。

また、トラックドライバーの長時間労働の改善に向けて、トラック事業者における過労運転などの法令違反行為が、荷主の指示などの主体的な関与によるものと認められるときに、国土交通省が荷主名を公表する荷主勧告についても、勧告の判断基準を明確化したほか、荷主に対し早期に協力要請を行うなどの新たな運用を本年7月から開始しております。

これらについて、国土交通省、全日本トラック協会は、トラック業界における適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「標準運送約款改正」並びに「荷主勧告制度の新たな運用」に関するリーフレットを作成いたしましたので、より多くの荷主の皆様に周知いたしたく、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体に送付させていただく次第です。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配意をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解いただき、社内周知等ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上